

生駒市前金払取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、生駒市契約規則第25条第1項に規定する前金払（以下「前金払」という。）及び同規則第25条第2項に規定する前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「契約金額」とは、一会計年度に係る契約にあっては契約金額、連続する二以上の会計年度に係る契約にあっては契約書に掲げる当該会計年度の年割額とする。

(前金払の対象)

第3条 前金払の対象となる案件は、1件の契約金額が100万円以上で、かつ、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証を受けた次のいずれかのものとする。

(1) 土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）

(2) 建設工事の設計又は調査

(3) 測量

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる案件にあっては前金払を行わないものとする。

(1) 単価契約による前項各号に掲げる案件

(2) 1件の契約金額が100万未満の前項各号に掲げる案件

(3) 前払金の支払いを行わないことをあらかじめ通知している案件

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる案件にあっては前払金を減額することができる。

(1) 低入札価格調査を経て契約を行う建設工事

(2) 市長が特に必要と認める第1項各号に掲げる案件

(前払金の割合)

第4条 前払金の割合は、前条第1項第1号にあっては契約金額の10分の4以内とし、同項第2号及び第3号にあっては契約金額の10分の3以内とする。

(前払金の端数整理)

第5条 前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(前払金の請求)

第6条 前払金の支払を受けようとする者は、前払金請求書(様式第1号)に、保証事業会社が発行する保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。

(中間前金払の対象)

第7条 中間前金払の対象となる案件は、前金払を受けている建設工事とする。

(中間前払金の割合)

第8条 中間前払金の割合は、契約金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が契約金額の10分の6を超えてはならない。

(中間前払金の端数整理)

第9条 中間前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(中間前金払の要件)

第10条 中間前金払は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に行うことができる。また、工期及び契約金額に変更がある場合は、中間前金払認定請求時点の工期及び契約金額によるものとする。

- (1) 工期の2分の1（継続費等に係る契約にあつては、当該年度の建設工事実施期間の2分の1。以下同じ。）を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1（継続費等に係る契約にあつては、当該年度の年割額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

（中間前金払と部分払の併用）

第11条 中間前金払は、部分払と併用することができる。ただし、中間前金払の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中2回を越えることができない。

2 中間前金払の請求は、部分払の支払を受けた後は同一年度中に請求をすることができない。

（中間前金払の認定の方法）

第12条 中間前金払の認定の方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者から、中間前金払を受けたい旨の申し出があつたときは、中間前金払認定請求書（様式第2号）と併せ、認定資料として工事履行報告書（様式第3号）及びその他の添付資料を提出させるものとする。
- (2) 発注者は、受注者から中間前金払認定請求書の提出があつたときは、工事履行報告書等により第10条に定める要件を満たすものか確認を行い、確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書（様式第4号）を受注者に交付するものとする。
- (3) 中間前金払の認定は、当該請求を受けた7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があつた場合等はこの限りでない。

2 前項の規定により認定を受けた者が中間前払金の支払を受けようとする者は、

中間前払金請求書（様式第5号）に、保証事業会社が発行する保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 中間前払金の支払については、第6条第2項の規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 なお、生駒市建設工事請負契約書第34条第1項に規定する前払金の取扱要領及び生駒市建設工事請負契約書第34条第3項に規定する中間前払金の取扱要領は廃止する。
- 3 この要領は、施行日以後に契約を締結する案件から適用する。
- 4 この要領の適用日前に契約を締結した案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月5日以後に契約を締結する案件から適用し、適用日前に契約を締結した案件については、なお従前の例による。

前 払 金 請 求 書

金 円也

ただし、下記工事(業務)に係る前払金

記

- 1 工事(業務)名
- 2 工事(業務)場所
- 3 契約金額 金 円
- 4 振込口座等

金融機関名	銀行 信用金庫 農協		支店
預金種目	1 普通		
口座番号	2 当座		
口座名義			

上記のとおり請求します。

また、本件は上記の金融機関に振込を依頼します。

年 月 日

様

受注者 住 所

氏 名

※必ず以下の欄を記載すること。ただし、同一の人物の場合は「同上」でも可とする。

発行責任者(氏名) _____ (連絡先) _____

担 当 者(氏名) _____ (連絡先) _____

中間前金払認定請求書

年 月 日

様

住所

受注者

氏名

下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

工事名		
工事番号		
工事場所		
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日
契約金額	円	
摘要	添付書類 ①工事履行報告書(様式第3号) ②工程表 ※予定工程と実施工程が対比してあること。なお、工事履行報告書(様式第3号)及び契約時に提出した工程表とも記載内容が整合していること。 ③平面図 ※出来高が判る着色(施工済→赤色、未施工→黄色)がしてあること。 ④工事全景写真 ※工事の進捗状況が判るように撮影してあること。	

工事履行報告書 (中間前金払用)						
様						年 月 日
受注者						住所
氏名						
下記のとおり履行状況を報告します。						
工事名						
工期	自	年 月 日		工期の1/2 を経過した 日	年 月 日	
	至	年 月 日				
契約金額		契約金額の2分の1の額				
税抜き契約金額(工事価格)						
工 種	構成比	構成比相当額	予定工程	実施工程率	出来形金額	備 考
	%	円	%	%	円	
		工事価格×構成比		予定工程に 対する実施 率	構成比相当額 ×実 施工定率	
計	0.0%					
消費税及び地方消費税額						
合 計 金 額						

- 記入上の注意
- ①添付書類として同時に提出する工程表(予定工程と実施工程が対比できるもの)と記載内容が整合していること。
 - ②構成比は、工事価格(契約金額から消費税及び地方消費税を控除した額)に占める各工種の構成割合を記入すること。
 - ③実施工程率は、報告日時点での状況を記入すること。
 - ④出来形金額は、構成比相当額に実施工程率を乗じた金額を記入すること。

中間前金払認定書

年 月 日

(受注者)

様

(発注者)

下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払を行うことができる要件を具備していることを認定します。

記

工事名		
工事番号		
工事場所		
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日
契約金額	円	
摘要		

様式第5号（第12条関係）

中間前払金請求書

金 円也

ただし、下記工事に係る中間前払金

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約金額 金 円
- 4 振込口座等

金融機関名	銀行	
	信用金庫	支店
	農協	
預金種目	1 普通	
口座番号	2 当座	
口座名義		

上記のとおり請求します。

また、本件は上記の金融機関に振込を依頼します。

年 月 日

様

受注者 住 所

氏 名

※必ず以下の欄を記載すること。ただし、同一の人物の場合は「同上」でも可とする。

発行責任者（氏名） _____（連絡先） _____

担 当 者（氏名） _____（連絡先） _____